

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度中国 SNS インフルエンサー招請による観光プロモーション事業に係る業務

2 実施主体

岡山県インバウンド推進協議会

3 目的

中国市場をターゲットに、SNS で高い影響力を持つインフルエンサーを招請し、大阪・関西万博等の開催による訪日需要の高まりを捉えて、岡山県（以下「本県」という。）の観光地等を巡り、体験を発信してもらうことで、旅行意欲を喚起し、本県への誘客を促進する。

4 事業概要

中国現地インフルエンサーを招請し、本県の観光地や宿泊施設等を巡る視察ツアーを実施し、ツアーの様子を SNS 媒体（微博、小紅書を想定。）、ブログ等を通じて発信する。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

- (1) FAM ツアーは原則令和7年7月から9月中に実施するものとし、主なターゲット層は20～30代女性で、テーマはリラックスできる旅とすること。
- (2) 招請するインフルエンサーは2者程度とし、選定に当たっては、高いエンゲージメント数が期待できる SNS 媒体において中国市場で影響力のある者（フォロワー10万人以上）で、効果的な情報発信を行うことができる者とする。なお、招請者は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- (3) 行程案の作成に当たって、以下の点に留意すること。
 - ア ツアーの行程は岡山県内を巡る3泊4日程度のものとし、以下の地域を必ず行程に含めること。なお、ツアーを複数回に分けて実施することも可能とする。
 - ・美作三湯（湯原温泉、湯郷温泉又は奥津温泉のいずれか1箇所以上）
 - イ 訪日中国人観光客の嗜好や特性等を踏まえた魅力的な行程を提案すること。また、提案書においてツアー訪問先の選定理由を明らかにすること。
 - ウ 原則として岡山桃太郎空港から入国及び出国する定期航空路線を利用すること。
 - エ 行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- (4) ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳者（中国語の通訳案内士等）の手配を行うこと。
- (5) 宿泊は1室1名で利用することを基本とし、食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）及びツアー中に必要な水分補給用の飲物を用意すること。
- (6) SNS 媒体、ブログ等での発信に当たって、以下の点に留意すること。
 - ア ツアー中（ライブ配信も可）及び終了後合わせて10件以上の投稿を得ること。なお、その内1件以上は8月末までに、残りは10月末までに投稿を得ること。
 - イ 8月末までの投稿は、大阪からのアクセスの良さをアピールできる内容を踏まえたものとする。
 - ウ ハッシュタグ、位置情報タグ等の使用を推奨し、投稿データの収集を可能とする環境を整

えること。

- (7) 各インフルエンサーが撮影した写真及び動画の2次利用における承諾を得ること。
- (8) ツアー実施後、投稿内容のスクリーンショット及びURLを収集し、令和7年12月末までの投稿件数、閲覧数、エンゲージメント等を集計及び分析すること。
- (9) ツアー実施中又は実施後に、訪問した観光地の印象、改善策案等の内容を盛り込んだアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は受託事業者決定後、本県と協議すること。
- (10) 施設入場料や滞在中の移動、被招請者の日本滞在中における万一の事態に対応する保険等、ツアーの円滑な実施に必要な経費の負担をすること。
- (11) その他、本県の認知度向上につながる効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、実施主体の指示に従うこと。また、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、実施主体と受託者の間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (3) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること
- (4) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用当をしてはならない。
- (5) 事業の実施に当たり第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (6) 実施主体は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

8 委託限度額

2,995,000以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県インバウンド推進協議会
- (3) 提出期限 令和8年1月31日
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。